

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が 拡充されます

生活に困窮する世帯の自立支援を目的として国が実施している「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、申請期限の延長や再支給の実施、対象世帯を拡充する旨の通知がありました。

堺市においても、当該支援金の申請期限を延長します。

また、今後は一度当該支援金を受給された世帯についても、再支給の申請が可能となる予定です。

令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯も対象となる予定です。

1 申請期限

令和4年3月31日（木）まで延長

2 再支給の申請

一度当該支援金を受給された世帯についても、再支給の申請が可能となります。（予算成立後、速やかに受付開始予定）

3 対象世帯の拡大

令和4年1月以降は、大阪府社会福祉協議会が実施している緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯も、当該支援金を申請することが可能となる予定です。

4 申請受付

(1) 申請方法

原則、郵送申請（同封の返信用封筒に申請書及び必要書類を入れて送付）

※申請書は、当該支援金の対象となる可能性がある方に郵送済みです。

再支給の可能性がある世帯及び新たに対象となる可能性がある世帯には、新たに申請書を送付します。

再度申請書が必要な方は、相談ダイヤルにお電話ください。

市ホームページからダウンロードすることも可能です。

(2) 郵送先

〒590-0074 堺市堺区北花田口町3丁1-15 TOYOビル

堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務処理センター 行

(3) 相談ダイヤル

電話番号：072-275-6450

開設時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（平日のみ）

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 電 話：072-228-0375 ファックス：072-228-7853
----------------------------	---------------------------------------------------------------------